

《研究ノート》

一六・七世紀北部ポーランドの  
領主直営地と農民経営

杉原 哲彦

一般に、エルベ河以東の諸国において一六・七世紀に賦役制直営地経営が支配的なウクラードとして成立し、再版農奴制が確立する。ポーランドも例外ではなく、むしろ他の諸国に先んじてそのウクラードが成立する。ところが、本稿で分析の対象とする北部ポーランドは、前稿<sup>(1)</sup>でも少し触れたが、農民経営が社会的生産において優勢な位置をしめている。ことに王領においてそうである。

本稿は、北部ポーランドの農民経営と領主直営地経営の関連の特殊性を明らかにしつつ、それが成立した歴史的、社会的、地理的要因を抽出しようという指向をもつ。又、前稿で触れた領主直営地経営と農民経営との三つのタイプの係わり方を理論的にも実証的にも明らかにすることも本稿の狙いの一つである。出版されている資料は数少ないばかりでなく、我国で読みう

表 A 一六世紀後半北ポーランドの土地所有配分

	農村総数	領主直営地 (単位 lan)	王領		シムラフ 領		聖界領		その他 (不明)		都市領	
			農村数 と その% と	領主直 営地 と その% (%)	農村数 と その% と	領主直 営地 と その% (%)	農村数 と その% と	領主直 営地 と その% (%)	農村数 と その% と	領主直 営地 と その% (%)	都市総 数	領主直 営地 と その% (%)
Województwo Chełmińskie	622	15659	169 27.2	4972 31.8	240 38.6	4643 29.6	150 24.1	4561 29.1	14 8.9	1394	6 1	89 0.6
Województwo Malborskie	284	7808	143 50.2	4711 60.3	74 26	1287 16.5	2 1	356 4.6	65 18.6	1454		

M. Biskup, Romieszczenie własności ziemskiej województwa chełmińskiego i malborskiego w drugiej połowie 16 wieku, Łódź 1957, s. 15, 23, 25, 30.

る資料の制約もあって、ことにシムラフタ zlaichta 所領について、その農民経営と領主直営地経営の係わり方を分析することはほとんど不可能である。それ故、本稿は、主に王領に関する資料にもとづきつつ、農民経営と領主直営地経営の分析とそれらの係わり方を明らかにしよう。

二

北部ポーランドの Prus Królewskie (Województwo Malborskie, Chełmińskie, i Pomorskie) はポーランドとドイツ騎士団国家との最後の戦いである一三

年戦争の結果ポーランドに併合された地域である(一四六六年、トレンの平和)。Prus Królewskie のなかで Woj. Malborskie i Chełmińskie の王領、聖界領、シュラフタ領の土地配分は表 A に示すごとくである。本稿で主に分析の対象とする Woj. Malborskie は、同じ王領が多量。一三年戦争による荒廢のためこの土地のシュラフタは、土着のそれではなく、ポーランド本土 Korona (主として Mazowsze), Woj. Chełmińskie, Woj. Pomorskie, Prus Książęcy, Rzeczy の出身者が占むことになる。Woj. Chełmińskie の所領配分においても、前者ほどではないが、Korona と比べて王領が大量の土地を所有している。Korona では約一〇パーセントが王領であった。Prus Królewskie 全体の土地配分は、王領が四三、シュラフタ領が三一、聖界領が一九、都市領(ほとんど王領)が七パーセントであった。又一般的な特色として、シュラフタ領には、他のポーランド地域とは異なって、一〇村以上を所有する所領がほとんどみられず、一村所有の所領が優勢であった。さらに特徴的なことは、領主直営地経営 folwark の数が少なく、ほとんど王領や聖界領では、農民経営地が領主直営地より圧倒的に多かった。その比率は、王領が 1: 8.4、聖界領が 1: 8.3、都市領が 1: 5.5、シュラフタ領が 1: 1.8 であった(一六世紀末)。

三

使用可能な資料が限られているので、Woj. Malborskie の王領のなかで Zamek Malborski の農民経営 gospodarstwo chł-

opskie と直営地経営 folwark の考察を試みる。

使用資料は以下のとおりである。

Revisio honorum oeconomiae Mariaeburgensis a. 1510—1529, Lustracja dóbr królewskich województw Malborskiego 1570, Rewizja Ekonomii Malborskiej z r. 1590, Inwentarz Zamku Malborskiego i Folwarków z r. 1607, Ekonomii Malborskiej z r. 1636

Zamek Malborski の所領は、一五七〇年には、一都市、一小都市、六三村、七直営地から構成されている。一六世紀前半においては、最北部に五村みられるが、湿地の進出により廃村となった。このことを除けば一六三六年までほとんど変化はみられな。

Zamek Malborski の農村は、通常次の構成をとっている。一五九〇年の Rewizja による Wieś Schonowo の構成は、全耕地が 4mansj(wiók) で、そのうち soltys が 4wiók の免租地を保有し、1wiók の免租地がこの村に帰属し、残りの 36wiók が貨幣地代支払い義務の課された osiadły wiók (czynszowy wiók) で、一〇人の gbur (krmieć にあたる階層) によって耕作されている。その他に一人の karczmarz (土地無保有の Schenkwirt) がみられる。

一六世紀と一七世紀前半の Zamek Malborski の農村における農民経営とその経営規模の変化を先の資料からみよう。表 B は任意に五村をとりだし作成されたものである。一五一〇年から一六三六年まで農民経営地総面積はほとんど変化がみられ

表 B 一六・七世紀 Zamek Malborski の農民経営数とその規模

村名	1510年						1570年		1590年	1636年								
	農民経営数	経営地(単位wt.)	経営規模(単位wlok)				農民経営数	経営地(単位wt.)	農民経営数	経営地(単位wt.)	耕作地(単位wt.)	荒蕪地(単位wt.)						
Szonowo	12	36	1	1	1	2	2	1	2	12	36	10	36	36	1	22	1	13
Lissowo	16	43	1	2	5	2	2	1	3	13	43	13	44	44	44			
Gniewo	13	38	1	2	3	2	1	4		13	49	11	49	49	49			
Purdenau	7	22 $\frac{1}{2}$	1	2	1	1	3	6		6	22 $\frac{1}{2}$	6	22 $\frac{1}{2}$	22 $\frac{1}{2}$	22 $\frac{1}{2}$	1	22 $\frac{1}{2}$	
Nowa Czerkiew	23	50	1	4	9	6	2	1	19	50	16	51	50	50	50			

ない。経営規模は、一五一〇年についてしか解らないが、経営数と経営地総面積の変動を対比するなら、次のことが推定出来る。どの村においても農民経営数の減少がみられる。このことは平均経営規模の拡大を示している。&sbur; 数の減少傾向は、農民階層間の階層分解(一部農民の没落)によるものかどうかは断定しえぬが、それがどの村にも共通にみられる現象であることを考慮するなら、&sbur; の中にはその経営地を拡大したものの、完全に没落したものの存在が考えられる。一五一〇年の同

じ村内の &sbur; 間の経営規模の大きな相違は、すでにこの時点で農民間の経営規模の不等等がかなり進んでいたことを示している。この傾向が一層進展し、一部 &sbur; が没落したものと考えられる。一六三六年の Wies Szonowo にみられる荒蕪地は、一六二六—二九年の第一次北方戦争(スウェーデン侵入)によるものである。表Bの他の四村には荒蕪地はみられないが、一六三六年の Rewizja のいたるところに戦争による荒蕪の跡がみうけられる。

表Bから一六世紀と一七世紀前半における農民経営の規模は二一四ツウク (1 włók = 30 morgen) が圧倒的に多い。だが、例外も存在する。Wież Janówka は、一七ツウク経営がほとんどであり、Wież Thirath は、六一〇ツウク経営が多数を占めている。経営規模にかんするかぎり、この北部ポーランド地域は、Koronaとは異なって、一般に Korona の農民経営の数倍の規模を占めている (前稿参照)。

Zamek Malborski の sołtys と gbur の諸負担をみよう。免租地をめぐり sołtys は、4 włók にては 2 ćwiertni (Haszt = 60 ćwiertni) のライ麦と小麦の daniny (現物地代) 支払と gbur と同様に堤防 (Wisła 河) 修理の義務があった。

gbur は、その所屬村によりかなり相違する貨幣地代を支払った。それは一五七〇—一五九〇年の間に 1 włók につき五マルツト marca (マルク) 増加した。一五一〇年には 1 włók につき 3 marca 前後が平均的な地代額であったが、1 marca 5 grosz、6 marca の地代額がみられる。一五七〇年には、地代額は一五〇年とほとんど変わらない。一五九〇年の Rewizja には nowy czynsz と同じ前述の地代がこれだけの stary czynsz とは別に徴収されている。これは一六三六年におおつても同じである。他のポーランドの諸地域では、貨幣地代は増加せず、週三—四日の賦役労働が一般化することと比較するならば、この貨幣地代の増額はこの地域の一つの特色であることは明らかである。daniny は、一六世紀と一七世紀前半をとおしてほとんど変化はなく、1 włók につき 2 kur (家鶏) とオート麦 2 ćwiertni

が一般的であった。

賦役 szarwark は、一五一〇年にきつて Malbork の城を絶えず補強し、必要な時には城を構築する義務、冬に備えて 4 mansi につき一台の馬車分の木材 (薪) をつくり、乾草をつくる義務からなっていた。一五七〇年の Lustracja には一五〇年の Revisio と同じ szarwark が述べられている。一五九〇年の Rewizja にみられる szarwark は、一〇項目にわたって規定されている。新たに加わったものとしては、領主直営地に結びつけたものが注意を引く。forwark の肥料の提供、folwark の穀物生産物の Malbork の城への輸送、gbur の経営内にいる労働者 (小屋住み層 ogrodnik) を収穫期に folwark へまでは労働に行かせること (強制雇傭)。その他に一五〇年の Revisio と一五七〇年の Lustracja にみられるものは、堤防修理義務、młyn zamkowy (製粉所) 使用義務 (1 ćwiertni につき 1 macz の使用量 1 c.w. = 16 macz)、外敵侵入の危険がある時に各 gbur は城へ穀物提供義務 (2 korzec)。これらは全て新しく付加された義務とは言えない性格のもので、例えば、młyn zamkowy 使用義務は一五七〇年にも存在したことが確証している。すなわち、一五七〇年の Zamek Malborski の młyn zamkowy からの収入は 90 laszt 57 korzec の穀物であり、一五九〇年のそれは 89 laszt 14 korzec であった。この収入の記述の存在は、すでに一五七〇年に młyn zamkowy 使用義務があったことを示している。

以上から明らかになつて、Zamek Malborski の gbur に課

された賦役 szarwark は、他のポーランド諸地域の kmiec の賦役 pafszczyzna とはかなり内容が異なる。後者では、畜耕賦役が主で、輸送賦役は第二義的であり、地代全体にせめる賦役の意味は大きい。他方、前者では、畜耕賦役はみられず、領主直営地と結びついたものとして、直営地穀物の輸送が重要である。しかし、これも、一六二六—二九年のスウェーデン侵入による領主直営地の荒廃により、この賦役も意義を失うことになる。

次に領主直営地経営について考察しよう。Zamek Malborski の直営地経営の成立の事情については先の資料からつかめないが、一五二〇年にすでに praedium の記述がみられる。しかし、一六世紀後半におけるように販売のための穀物生産を大規模に展開していたかどうかは疑わしい。一五七〇年には、七つの直営地経営が大規模な穀物生産を行なっている。表Cは、一五七〇年、一五九〇年、一六〇七年、それに一六三六年の播種穀物として直営地に保存された穀物量である。一六〇七年の Inventarz には、大麦とオート麦の播種量の記述がないが、それらが生産されなかったのではないと推察される。一六三六年の播種量の極度の減少は、スウェーデン侵入による領主直営地の荒廃によるもので、直営地経営はほとんど生産能力を失った。

一五九〇年の Rewizja による Folwark Liaski が 18 włok の耕作地をもち、各々の直営地の播種量を比較するならば、Folwark Szaniecz が、Folwark Ryrow の

播種量が他の五直営地の播種量にくらべて少ないが、これら五直営地の播種量には大差はない。このことは、五直営地経営が 18 włok 前後の規模を持ち、他の二直営地経営がそれらよりかなり規模が小さかったことを示している。

この地域の直営地のあり方の特徴として、領主直営地が通常の gbur の村とは別に存在したことである。又、規模も Konna のそれとくらべると大きい。全耕地面積にせめる直営地面積は少ない。

直営地耕作は、gbur の賦役労働によって行なわれなかったことは先に述べたが、それは直営地内に定住する ogrodnik や rataje の労働、他の下層農民 czeladz の労働、さらに通常の村に定住する ogrodnik の雇傭労働(季節労働)に依存していた。直営地の ogrodnik 比率の数は、表Dに示すごとくである。Lustracja と Rewizja には上層の czeladz についての記述はみられないが、筆者が目を通しえなかった最初の Lustracja である Lustracja województw malborskiego 1565 にもとづく J. Rutkowski の分析によれば、一定数の年奉奉公人 czeladz と一定量の季節雇傭労働者が直営地の耕作にあたった。通常一人の管理人、畜耕賦役がないため Zamek Malborski の直営地には三—一〇ヶの犁 plug (平均五・五)が備えてあるが、それを使って土地耕作を行なう pluznik と pogarniaczy (plug につき各一名) さらに手耕作労働を行なう ogrodnik が存在した。表Dの ogrodnik は、全て直営地に定住する ogrodnik folwarczny である。農民経営に定住する

ogrodnik gburiski も前者と同様に直営地の手耕作労働に従事した(両者とも雇傭労働)。

以上のごとく直営地は、かなりの数の年奉公人の労働力と季節的雇傭労働力によって経営された。年奉公人の労働力も不払いではなく、したがって Zamek Malborski の直営地は全て雇傭労働力により経営されたことになる。その意味で、この直営地経営は folwark najemny とよびうる性格をもっていた。

七直営地の全穀物生産額は、一五七〇年には、ライ麦 127/59 (laszt(wertni))、小麦 100/2、大麦 248/4、オート麦 94/58 であり、一五九〇年には、それぞれ 91/40, 94/20, 143/40, 75/39 である。これら四穀物を主とする直営地の全穀物生産物の貨幣換算額は、一五七〇年には 12867 Floren、一五九〇年には 11545 Fl. 一六二二年には 19562 Fl. であったが、一六三六年には 16 Fl. にすぎなかった。これらの各々の貨幣換算額を比較するには、穀物のその時々々の価格を考慮に入れる必要がある。一五七〇年のライ麦、小麦、大麦、オート麦の laszt の価格は、それぞれ 26 Floren, 36 Fl., 18 Fl., 12 Fl. であった。一五九〇年には 30 Fl., 42 Fl., 25 Fl., 16 Fl. であった。この価格上昇の傾向を考慮するならば一六二二年の収入もかならずしも穀物生産増によるものではなく、むしろ価格上昇の結果であると考えられる。これらの直営地収入に対して gbur からの貨幣地代収入は、一五七〇年には 9886 Fl.、一五九〇年には 15355 Fl.、一六三六年には 11229 Fl. であった。

#### 四

以上の観察から一六世紀と一七世紀前半における農民経営と領主直営地経営の係わり方について考察しよう。

Zamek Malborski における農民経営は、西ヨーロッパの一五世紀以来の穀物需要に適應する上で有利な地理上の位置にあった。商品貨幣経済のかなり高度な展開に助けられ、自らもそれを促進しつつ、農民経営は商品穀物を生産し、農民 gbur の中にはかなり富裕な層も存在したものとみられる。農民経営の平均規模の拡大がそのことを間接的にはあるが示している。商品貨幣経済の高度の展開と農民経営数の減少傾向は、gbur 以外の下層農民層と都市民の諸階層の増大——彼らの生存の条件——を生みだした。農民経営にとって、これらの有利な状況は、領主直営地経営にとっても不利なものではない。それは、gbur から賦役(畜耕賦役)を徴収せずとも、下層農民を雇傭することによってその経営を可能にした。Zamek Malborski は、商品貨幣経済の展開に対して、一方では増額された貨幣地代を徴収することにより、毎年一定のかなり高額の収入を獲得し、雇傭労働力を使用して領主直営地の生産穀物の販売により貨幣地代全額に匹敵する収入を獲得してきた。

しかしながら、gbur に対する賦役徴収が成立しない原因を商品貨幣経済の展開に有利な地理上の位置に求めることは正しいとしても、そのみを強調することは問題であろう。solty's と gbur がドイツ法による植民村落形成期に取結んだ「古き慣

習」を一応守りえた原因はどこにあるか。この地域が一五世紀初頭以来数度の対ポーランド戦争により、ことに一三年戦争により荒廃したこと(領主制の危機)が *gbur* に有利に作用した(*gbur* が作用させた)と考えられる。戦争によって荒廃した農村は、農民経営の生産力の回復によってのみ真に再建しうる。農民経営は、西ヨーロッパの穀物需要という状況に自己を有利に適応せしつゝ生産力を回復した。

Korona においては、国内市場への穀物生産(販売用)の開始の先陣となったのは *sołtys* の免租地経営と修道院の直営地経営であった。シュラフタによる領主直営地の穀物生産は、それらよりかなり遅れ、まず耕作地の獲得と拡大から始めねばならなかった。北部ポーランドにおける *sołtys* の免租地経営と *gbur* の経営は、その経営の構造転換を必要とせず、直接的に西ヨーロッパの穀物需要と価格騰貴から利益をえることができた(経済規模が大きいことが一つの重要な契機)。領主直営地の成立において、Korona におけるような耕作地の獲得・拡大の問題と労働力の問題の解決は困難ではなかった。Zamek Malborski には多数の *pastwisko* があり、直営地形成と拡大には、*gbur* の経営地を併合する必要はなかった。労働力の問題は先に触れた。

以上の考察にもとづき農民経営と領主直営地の係わり方を整理しよう。両者の関係は密接なものではなく、*gbur* は「独立小生産者」として自己の労働生産物の可余部分を自己に還元しえた。この農民経営にとって有利な状況は、商品貨幣経済の進

展と係わりながら農民経営地の売買(商品化)を導いた。*gbur* 数の減少傾向がそのことを間接的に語っている。又、一六三六年の *Revizja* において、直営地経営がほとんど荒廃しているにもかかわらず、農民経営が一応存続しえたのは Korona の農民経営とは異なって、自己の経営内に耕作動物を十分に保持していたために一六二六—二九年のスウェーデン侵入による荒廃に際しても再生産可能な程度に耕作動物を維持していたからにはかならない。他方、領主直営地経営が最も非生産的な労働形態たる賦役 *pańszczyzna* に依存せずに雇傭労働を使用したことは、その生産力をかなり高度に維持することを可能にした(第一次北方戦争まで)。このように Zamek Malborski における独立小生産者としての *gbur* の経営と資本主義農業経営的な *folwark najemny* とは、共に下層農民を雇傭労働力として使用しつゝ、各々独立的に再生産を続けた。

(1) 拙稿「一六・七世紀ポーランドにおける農民経営」一橋論叢第六一巻、六号。

(2) Korona は、リトワを除くポーランド王国の領土を指す。すなわち、小ポーランド、大ポーランド、マソヴィヤ(Malopolska Wielopolska Mazowsze)

(3) M. Biskup, Rozmieszczenie własności ziemskiej województwa chełmińskiego i malborskiego w drugiej połowie 16 wieku, Łódź 1957, s. 28, 67—70.

(4) S. Hozzowski, Zniszczenia w czasie wojny szwedzkiej na terenie Prus Królewskich, Polska w okresie

表 C 領主直営地の播種量 (単位 laszt/korzec laszt=60 korzec)

Folwark 名	1570 年				1590 年				1607 年		1636 年	
	ライ麦	小麦	大麦	オート 麦	ライ麦	小麦	大麦	オート 麦	ライ麦	小麦	ライ麦	小麦
Montowy	7/8	7/40	13/50	6/0	11/17	8/9	9/33	8/33	6/9	5/58	4/0	0/20
Liaski	4/0	8/0	9/11	3/30	4/34	6/57	8/30	5/0	4/44	6/55	5/0	2/0
Kominki	0/51	5/20	5/28		2/40	4/22	5/38	1/26	2/44	3/38		0/40
Kaladow	3/39	6/13	13/43	2/27	4/43	3/0	8/53	4/50	6/8	5/30		
Piaski	13/1		8/26	4/56	13/33	1/40	6/16	8/24	11/57	1/30		
Szaleniecz	2/0	7/20	8/20	2/0	3/23	4/8	4/40	2/53	2/45	3/26		
Ryiw					1/10		0/26	1/0	1/0			
Gorki	3/10	4/26	6/0	4/0								
合計	33/59	38/59	64/58	22/53	41/20	28/16	43/56	32/6	35/25	36/57	9/0	3/0

表 D 領主直営地の ogrodnik と rataje

Folwark 名	1570		1590		1607		1622		1636	
	og.	rat.								
Montowy			18		18		18	8	7	
Liaski	12		12				7	5	3	
Kominki	6		6		5		4	2	0	
Kaladow	10		10		13		8		0	
Piaski	9		9		10		6		0	
Szaleniecz	8		8	3	11		7	5	0	
Ryiw			5		10		10	2	5	2
Gorki	6									

Drugiej wojny północnej 1655—1660, T. 2, Warszawa 1957, s. 386.

(5) Ibid., s. 386.

(6) Źródła do dziejów Ekonomii Malborskiej, T. 1, Toruń 1956, s. 3—84.

(7) Lustracja województw malborskiego i chełmińskiego 1570, Gdańsk 1962, s. 3—77.

- (8) Zródła do dziejów Ekonomii Malborskiej, T. 2, Toruń 1960, s. 3—72
- (9) Zródła……T. 1, s. 85—147.
- (10) Zródła……T. 2, s. 73—134.
- (11) J. Rutkowski, Pańszczyzna i praca najemna w organizacji folwarków królewskich w Prusach za Zygmunta Augusta, Roczniki Historyczne 1928, 4, Studia z dziejów wsi polskiej 16—18 wieku, Warszawa 1956, s. 109—126.
- (12) 拙稿「ポーランドにおける“folwark”の形成について」一橋論叢第六〇巻「一母参照」。(一九六九・三・一五)(一橋大学大学院博士課程)